

見附市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第7号

見附市介護保険条例の一部を改正する条例

見附市介護保険条例（平成12年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「32,200円」に改め、同項第2号中「53,100円」を「48,400円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「48,800円」に改め、同項に次の4号を加える。

（10） 令第38条第1項第10号に掲げる者 134,500円

（11） 令第38条第1項第11号に掲げる者 148,600円

（12） 令第38条第1項第12号に掲げる者 162,800円

（13） 令第38条第1項第13号に掲げる者 169,900円

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「20,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「20,100円」に、「35,400円」を「34,300円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「20,100円」に、「49,500円」を「48,400円」に改める。

第9条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号」を「同項第1号から第12号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の見附市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。